

令和 7 年度寒河江市定期予防接種の実施について（公告）

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度の定期予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

1 予防接種の種類及び対象者の範囲

別表第 1 のとおり

2 予防接種を行う期日（期間）

A 類疾病及び B 類疾病（高齢者の肺炎球菌感染症）：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

B 類疾病（季節性インフルエンザ）：令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日

3 予防接種を行う場所

医療機関での予防接種とする。医療機関一覧は、別表第 2 のとおり。

4 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

- (1) 予防接種を受ける前に A 類疾病の場合は「予防接種手帳」（冊子）を、B 類疾病の場合は説明文をよく読み、受けようとするワクチンの効果・副反応や注意事項について理解を深めて接種に臨むこと。留意が必要な点があれば、事前にかかりつけ医または寒河江市健康増進課に相談すること。
- (2) 16 歳未満の者に対する予防接種を実施する医療機関へは、原則、接種を受ける子どもの保護者の同伴が必要。ただし、保護者が特段の理由で同伴することができない場合、被接種者の健康状態を普段より熟知する親族等で適切な者が接種対象者に同伴することは差し支えない。この場合、接種の際には、予診票に加え、当該等同伴者の同意をもって保護者の同意とする旨の委任状の記入が必要となる。また、日本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感染症の定期接種（いずれも 13 歳以上が接種する場合に限る）において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。
- (3) 予防接種を受ける際は、必ず母子健康手帳を医療機関に持参すること。

別表第 1

予防接種（A類疾病及びB類疾病）の種類及び対象者の範囲

対象疾病	ワクチン種別				接種対象年齢（法定）	
ロタウイルス感染症	経口弱毒性ヒト ロタウイルス ワクチン （ロタリックス） 1 価	1 回目		2 回	出生 6 週 0 日後から24週 0 日後までの間にあ る者	
		2 回目				
	経口弱毒性ヒト ロタウイルス ワクチン （ロタテック） 5 価	1 回目		3 回	出生 6 週 0 日後から32週 0 日後までの間にあ る者	
		2 回目				
		3 回目				
	B型肝炎	組換え沈降 B型肝炎ワクチン	初回	1 回目	3 回	生後 1 歳に至るまでの間にある者
2 回目						
追加						
小児の肺炎 球菌感染症	沈降13価肺炎球菌 結合型ワクチン	初回	1 回目	最大で 3 回 ※初回接種開 始時期により 異なる	生後 2 か月から生後60か月に至るまでの間に ある者	
			2 回目			
	3 回目					
	沈降15価肺炎球菌 結合型ワクチン	追加		1回		
ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎 （ポリオ） Hib感染症	DPT-IPV-Hib （五種混合）	第 1 期	初回	1 回目	3 回	生後 2 か月から生後90か月に至るまでの間に ある者
				2 回目		
				3 回目		
		追加		1 回		
ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎 （ポリオ）	DPT-IPV （四種混合）	第 1 期	初回	1 回目	3 回	
				2 回目		
				3 回目		
		追加		1回		
Hib感染症 （ヒブ）	乾燥ヘモフィルス b型ワクチン	初回	1 回目		最大で 3 回 ※初回接種開 始時期により 異なる	生後 2 か月から生後60か月に至るまでの間に ある者
			2 回目			
			3 回目			
		追加		1 回		
ジフテリア 破傷風	DT （二種混合）	第 2 期		1 回	11歳以上13歳未満の者	
急性灰白髄炎 （ポリオ）	不活化ポリオ ワクチン	初回	1 回目		3 回	生後 2 か月から生後90か月に至るまでの間に ある者
			2 回目			
			3 回目			
		追加		1 回		

対象疾病	ワクチン種別				接種対象年齢（法定）	
結核	BCG	1 回			生後 1 歳に至るまでの間にある者	
麻しん 風しん	乾燥弱毒生麻しん 風しん混合 (MR) ワクチン又は 乾燥弱毒生麻しん (M) ワクチン又は 乾燥弱毒生風しん (R) ワクチン	第 1 期		1 回	・ 生後12か月から生後24か月に至るまでの間にある者 （追加的措置） ・ 令和 6 年度内に生後24 月に達する、又は達した者であって、MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者	
		第 2 期		1 回	・ 5 歳以上 7 歳未満の者であって小学校就学の始期達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 （追加的措置） ・ 令和 6 年度における第 2 期の対象者（5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）であってMR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者	
風しん	乾燥弱毒生風しん 混合ワクチン(MR) 又は乾燥弱毒生 風しん(R) ワクチン	第 5 期		1 回	昭和37 年 4 月 2 日～昭和54 年 4 月 1 日生まれの男性であって、令和 6 年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であってMR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者 （注）令和 7 年度以降、抗体検査を実施した方は対象外。	
水痘	乾燥弱毒生 水痘ワクチン	1 回目		2 回	生後12か月から生後36か月に至るまでの間にある者	
		2 回目				
日本脳炎	乾燥細胞培養 日本脳炎ワクチン	第 1 期	初回	1 回目	2 回	・ 生後 6 か月から生後90か月に至るまでの間にある者 ・ 平成 7 年 4 月 2 日から平成19年 4 月 1 日までの間に生まれた20歳未満の者
				2 回目		
		追加		1 回		
		第 2 期		1 回	・ 9 歳以上13歳未満の者 ・ 平成 7 年 4 月 2 日から平成19年 4 月 1 日までの間に生まれた20歳未満の者	
ヒトパピローマ ウイルス感染症 (HPV)	組換え沈降 ヒトパピローマ ウイルス(HPV) 様 粒子ワクチン (2 価、4 価、9 価)	2 価	1 回目		3 回	・ 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 ・ 平成 9 年 4 月 2 日から平成20年 4 月 1 日までの間に生まれた女性 ・ 平成20年 4 月 2 日から平成21年 4 月 1 日までの間に生まれた女性
			2 回目			
			3 回目			
		4 価	1 回目		3 回	・ 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 ・ 平成 9 年4月 2 日から平成20年 4 月 1 日までの間に生まれた女性 ・ 平成20年 4 月 2 日から平成21年 4 月 1 日までの間に生まれた女性
			2 回目			
			3 回目			
		9 価	1 回目		3 回 (2 回)	・ 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子（2 回接種の場合は、1 回目の接種時に12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間にある者に対して行う場合に限る） ・ 平成 9 年4月 2 日から平成20年 4 月 1 日までの間に生まれた女性 ・ 平成20年 4 月 2 日から平成21年 4 月 1 日までの間に生まれた女性
			2 回目			
			3 回目			
季節性 インフルエンザ	インフルエンザ HAワクチン	1 回			・ 65歳以上の者 ・ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	

対象疾病	ワクチン種別		接種対象年齢（法定）
高齢者 肺炎球菌	23価肺炎球菌 莢膜ポリサック ライドワクチン	1 回	・ 65歳の者 ・ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓 又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極 度に制限される程度の障害を有する者及びヒト 免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生 活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
新型コロナ ウイルス感染症	新型コロナ ワクチン	1 回	・ 65歳の者 ・ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、 腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常 生活が極度に制限される程度の障害を有す る者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免 疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程 度の障害を有する者
带状疱疹	乾燥弱毒 生水痘ワクチン	1 回	・ 65歳以上の者 ・ 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不 全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほ とんど不可能な程度の障害を有する者 （対象者の経過措置） ・ 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで の間、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳又 は100歳となる日の属する年度の初日から当該 年度の末日までの間にある者とする。また、こ れに加えて、令和7年4月1日から令和8年3 月31日までの間、令和7年3月31日において 100歳以上の者も対象者とする。
	乾燥組換え 带状疱疹ワクチン	2 回	

別表第 2

予防接種（A類疾病）を実施する西村山郡医療機関（ ○…実施、空欄…実施せず）

令和 7 年 4 月 1 日現在

医療機関名	医療機関・施設の所在地	接種ワクチン																							
		五種混合	四種混合	三種混合	二種混合	麻しん風しん 1期	麻しん風しん 2期	麻しん1期	麻しん2期	風しん1期	風しん2期	日本脳炎1期	日本脳炎2期	ポリオ	B C G	H P V 2価	H P V 4価	H P V 9価	ヒブ	肺炎球菌 小児の 15価	肺炎球菌 小児の 20価	水痘	B型肝炎	ロタ1価	ロタ5価
あきば医院	寒河江市末広町2-33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○		
鬼海小児科	寒河江市八幡町1-10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
大原医院	寒河江市西根下堰509			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
折居内科医院	寒河江市落衣前2-1				○	○	○					○	○									○			
国井クリニック	寒河江市大字中郷1450-1	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○
熊坂整形外科医院	寒河江市栄町7-11	○	○		○	○	○					○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
田村内科・消化器科クリニック	寒河江市高田1-10-10				○		○		○		○		○												
土田内科医院	寒河江市元町2-4-3				○		○					○	○									○			
すまいるレディースクリニック	寒河江市大字寒河江字月越5-2															○	○	○							
にとう小児科医院	寒河江市元町3-8-9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山崎医院	寒河江市丸内1-5-30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		○	○	○			
青木医院	河北町西里539-7				○								○												
浅野耳鼻咽喉科医院	河北町谷地所岡3-2-9	○	○	○	○	○	○					○	○				○	○	○	○	○	○	○		
板坂医院	河北町谷地甲217	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
工藤内科医院	河北町大字溝延字西浦12-1			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○	○		
小林医院	河北町谷地中央3-9-9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○
西里斎藤医院	河北町西里750-3			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○			
和田医院	河北町谷地甲239	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
細谷医院	河北町谷地ひな市1-3-5	○	○		○	○	○					○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
山形県立河北病院	河北町谷地字月山堂111	○	○		○	○	○					○	○		○			○	○		○	○	○	○	
西川町立病院	西川町大字海味581		○		○	○	○					○	○		○		○	○	○	○		○			
多田医院	朝日町大字宮宿2305-2					○	○					○	○												
朝日町立病院	朝日町大字宮宿843	○	○		○	○	○					○	○		○		○	○	○	○		○	○		○
霞晴堂白田医院	大江町大字左沢1187			○	○		○		○		○		○												
大江町あかざクリニック	大江町大字左沢字前田876-29				○								○			○	○	○							

※大江町あかざクリニックは未就学児不可

※工藤内科医院は1歳未満不可

予防接種（B類疾病）を実施する医療機関	
季節性インフルエンザ	県内広域実施医療機関
高齢者の肺炎球菌	県内広域実施医療機関
新型コロナウイルス感染症	県内広域実施医療機関
帯状疱疹	県内広域実施医療機関